

平成22年度

社会資本整備総合交付金事業

22-40 大潟環状線舗装補修工事

特記仕様書

(実施)

大潟村

平成22年8月

共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（平成22年4月以降適用）」にもとづき実施しなければならない。

1. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総 則

第1条 工事内容

工事内容は、大潟村字方口地内、村道大潟環状線における舗装補修工事のうち No.198+8.0～No.245+8.3 間の施工を行うものである。

第2条 工期

履行期間は、契約着手日から平成22年11月30日（火）までとする。

第3条 環境保全

1. 生活環境整備等

施工にあたっては、常に周辺住民の生活道路に配慮し、近接する家屋等へ土砂・濁水等が流出しないよう努めなければならない。

2. 振動・騒音及び砂塵等の防止

本工事は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき実施するものとする。

請負者は、工事用機械及び車両の走行による振動・騒音及び砂塵等の被害を第3者に及ぼさないよう良好な管理を行うものとする。また、請負者の責に帰さない理由で防塵対策を監督職員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。この場合、これに要する費用については、監督職員と協議し定めるものとする。

第4条 安全対策関係

1. 交通安全

施工にあたっては、交通誘導員を配置するものとする。

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

2. 安全管理と現場内巡視

道路上の作業及び工事車両の出入り時については特に安全管理を図るものとし、工事中断期間は現場内巡視を行い、安全の確保に努めなければならない。

第5条 関連施設その他との関係

請負者は埋設物の近接箇所の工事施工にあたっては、事前調査を行い万全の措置を講じなければならない。また、工事着手前に埋設物調査を行い監督職員に書面で通知しなければならない。なお、着手後に管理者不明の埋設物等を発見したときは、監督職員に通知し、監督職員の指示に従わなければならぬ。

第6条 デジタル写真管理情報基準

デジタル写真管理情報基準（案）は、最新版の基準によるものとする。

第7条 特定建設資材の分解解体等・再資源化等

本工事における特定建設資材の分解解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになつた事情で、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

ただし、条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

① 分解解体等の方法

	工種	作業内容	分解解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
②土工	土工工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
④本体構造	本体構造工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤本体付属品	本体付属品工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	□手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

② 再資源化等する施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト	鹿島道路㈱大潟合材製造所	南秋田郡大潟村字方口 140-10

第2章 材 料

第1条 表層

表層に使用するアスファルト混合物の種別は次のとおりとする。

名称	アスファルト混合物の種類	粒度	アスファルトの種別	備考
表層	再生②密粒度アスコン	最大粒径 13mm	ストレートアスファルト	使用箇所
表層	再生②密粒度アスコン	最大粒径 20mm	ストレートアスファルト	使用箇所

第2条 応力緩和層（じょく層）

応力緩和層（じょく層）に使用する材料については、次のとおりとする。

1. バインダー（加熱型高ゴム化アスファルト）

使用する加熱型ゴム化アスファルト（マックスAR同等品以上）は、下記の規格もしくはこれと同等と認められる性能を有するものとする。

加熱型高ゴム化アスファルト（マックスAR同等品以上）の品質規格

項 目	規格値
針入度 1/10mm(25°C)	60~100
軟化点 °C	50~70
粘土 Pa·s(200°C)	100~500
タフネス N·m	6 以上
テナシティ N·m	1 以上
フラーク脆化点 °C	-15 以下

2. プレコート骨材（7号単粒碎石）

骨材はアスファルト舗装用骨材に適合するものとし、接着性向上のためアスファルトプラントにおいて100°C以上に加熱しアスファルト0.8%プレコートしたものとする。

第3章 一般施工

第1条 補装打換え

補装打換えとは、設計図書及び監督職員の指示に従って既設アスファルト補装版を撤去し、新たなアスファルト補装版を構築することをいう。

第2条 応力緩和層（じょく層）

1. 準備工

施工に先だって現場状況、安全管理等について監督職員と協議の上、適切な処置を施さなければいけない。特に散布箇所の充分な乾燥と清掃作業を行う。

2. 敷布

特殊ディストリビュータにより加熱型高ゴム化アスファルトを 120.0 kg/100m² 敷布後、直ちに特殊チップスプレッターによりプレコート骨材（7号単粒碎石）を 0.80t/100m² 敷布する。

3. 転圧・仕上げ

ロードローラーでなるべく温度が高いうち（60°C以上）にローラーへの付着に注意しながら 2～3 往復転圧し、転圧終了後浮き石スイーパー、ホウキ等で除去する。

4. 出来形は、測点毎に管理し面積計算書の提出とする。

5. 加熱型高ゴム化アスファルトとプレコート骨材の使用量は、出荷伝票での管理とする。

6. 写真管理は、下記の項目を実施する。

写真管理基準

項目	撮影時期	撮影頻度
施工前	施工前	施工日に 1 回
施工後	施工後	
加熱高ゴム化アスファルト散布状況	散布時	
プレコート骨材散布状況	散布時	
転圧状況	施工中	

7. 管理温度は、下記に示す範囲を標準とする。

散布及び転圧温度基準

項目	管理温度	頻度
加熱型高ゴム化アスファルト散布温度	200°C ± 10°C	施工日に 1 回
プレコート骨材散布温度	100°C 以上	ダンプ 1 台ごと
転圧温度	60°C 以上	施工日に 1 回

第4章 その他

第1条 事前調査

- 1) 本工事を実施するにあたり事前調査（既設舗装厚、工事測量）を行い、調査結果報告書と縦断図を作成すること。工事測量の計測間隔は20mを基本とするが、段差や幅などに変化のある場合は測定箇所を追加すること。また、横断測定方法は1車線5点を標準とする。
- 2) 請負者は事前調査結果を監督職員に報告し、縦・横断計画について協議しなければならない。事前調査の結果、構造物の寸法高さ、舗装版の取壊し厚さ、舗装厚、舗装補修面積等の変更が見つかった場合には、その処置及び対策について監督職員と別途協議するものとする。また、路面に著しい段差等があった場合は監督職員に報告すること。なお、数量の変更、対策の追加及び修正等があった場合は監督職員に報告すること。
- 3) 監督職員が数量の変更、対策の追加及び修正等が必要と認めた場合、その指示に従うものとする。

第2条 中間調査

- 1) 路面切削終了後、中間調査（路面ひび割れ状況調査）を行うこと。
- 2) 請負者は中間調査結果を監督職員に報告すること。

第3条 段階確認

共通仕様書（土木工事共通仕様書）第1編共通編1-1-26表1-1「段階確認一覧表」により指定された工種と下記の工種とする。

種別	細別	確認時期項目
路面切削工	路面切削	着手前路面高さ
"	路面切削	完了後切削深さ、幅、延長
アスファルト舗装補修工	応力緩和層	完了後幅、延長